

医療法人 三芳会
介護老人保健施設 グリーン・ヒル若松
〈居宅介護支援事業〉

運 営 規 程

（事業の目的）

第 1 条

医療法人三芳会が開設する居宅介護支援事業所 介護老人保健施設 グリーン・ヒル若松（以下「事業所」という。）が指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確するため人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第 2 条

事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に務めるものとする。

- 1 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 2 利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮すること。
- 3 利用者の意思および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うこと。
- 4 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に務めるものとする。

（事業の名称等）

第 3 条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 名 称 | 介護老人保健施設 グリーン・ヒル若松 |
| 2 所在地 | 福岡県北九州市若松区小敷ひびきの一丁目10番1号 |
| 3 電話及びFAX番号 | TEL：093-742-0034 FAX：093-742-8198 |
| 4 管理者 | 河上 真貴子（登録番号40010717） |
| 5 介護保険指定番号 | 4056580071 |

（職員の職種、員数および職務内容）

第 4 条

事業所に勤務する職種、員数および職務は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名兼務（介護支援専門員兼務）
- 2 管理者は、事業所の従業員の管理および職務の管理を一元的に行う。
- 3 介護支援専門員 1名 指定居宅介護支援の提供にあたる。

- 4 事務職員 1名（兼務） 事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日および営業時間）

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、祝日、8月14日、8月15日、12月31日～1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- 3 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条

介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等その課題を分析し支援を行うものとしその内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所：第3条に規定する事業所の相談室、利用者宅
- 2 使用する課題分析票の種類：当事業者が作成したもの
- 3 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上
- 4 サービス担当者会議の開催場所、頻度：利用者宅又は事業所内の相談室や関係事業所の相談室など個人情報の保護が図られる場所を活用し随時開催
- 5 主な支援の内容：居宅サービス計画書の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

（利用料等）

第7条

指定居宅介護支援を提供した場合の額が、厚生労働大臣が定める介護報酬告示の額とし、該指定居宅介護支援が法定受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条

通常の事業の実施地域は、北九州全域、遠賀郡の区域及び中間市とする。

また、上記以外の地域においても、利用者の自宅訪問ならび、サービスの調整、支援の為に交通費は、事業所にて負担するものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第9条

事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅介護サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、自ら提供した指定介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村からの求めが合った場合には、前項の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置づけた他指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立に関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

6 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

7 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めが合った場合には、前項の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（虐待に関する事項）

第10条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- 3 その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（中立義務）

第11条

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、利用者に提供される居宅サービス等特定の種類の種類に偏することのないよう又は、特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス利用するよう利用者を誘導し、利用者に指示すること等により特定の居宅サービス事業者を有利にすることのないよう公正中立に行うものとする。

また、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付け指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることを可能とする。

2 事業所は、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下の利用状況について利用者申込者またはその家族等に説明を行うものとする。

- 1 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- 2 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合

尚、これら内容を利用者申込者又はその家族等に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう文書の交付に加え口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それらの理解したことについて署名を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第11条

本事業の社会的使命を十分認識し、常に介護支援専門員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けると共に業務推進体制を整備する。

- 1 採用時研修採用1ヶ月以内に
 - 2 虐待防止に関する研修年2回
 - 3 権利擁護に関する研修年1回
 - 4 認知症ケアに関する研修年1回
 - 5 感染症に関する研修年2回
 - 6 介護事故に関する研修数年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に誓約書として作成する。
- 4 この契約に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第12条

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第13条

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成19年9月16日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。